

定 款

滋賀県美容業生活衛生同業組合

滋賀県美容業生活衛生同業組合

定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この組合は、美容業について衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、自主的活動を促進するとともに、過度の競争がある等の場合における料金等の規制、営業の振興の計画的推進策の措置を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この組合は滋賀県美容業生活衛生同業組合と称する。

(地 区)

第 3 条 この組合の地区は滋賀県全域とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この組合は滋賀県大津市打出浜13番22号におく。

2. この組合は事務連絡のため支部を設ける。

3. 支部については支部規定により定める。

第 5 条 この組合の公告は、この組合の掲示板に掲示し、かつ必要あるときは組合の機関紙に掲載して行う。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 6 条 この組合は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 過度の競争により組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され、若しくは阻害されるおそれがあり、または組合員の健全な経営が阻害され、あるいは阻害されるおそれがある場合における料金の制限。
- (2) 前号に掲げる事態が存する場合における営業の方法の制限。
- (3) 第1号に掲げる事態が存する場合における営業施設の配置の基準の設定。
- (4) 組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化の指導。

- (5) 組合員の美容営業用品等の規格または基準の検査。
- (6) 組合員の美容業に必要な物品の斡旋および共同購入。
- (7) 組合員の営業に関する技能の改善向上または、技能者の養成に関する施設。
- (8) 組合員の福利厚生に関する事業。
- (9) 組合員の共済に関する事業。
- (10) 事業台帳の作成に関する事業。
- (11) 連合会の発行する就業者手帳の登録、交付に関する事業。
- (12) 第 1 号または第 2 号に掲げる事業に関する組合協約及び、組合員の経済的地位の改善のためにする組合協約の締結。
- (13) 組合員の営業に係る老人の福祉、その他の地域社会の福祉の増進に関する事業についての組合員に対する指導その他の当該事業の実施に資する事業。
- (14) 前各号の事業に付帯する事業。

第 3 章 組 合 員

(組合員)

第 7 条 この組合の組合員となる資格を有する者は、組合の地区内において美容業を経営するものとする。

(加 入)

第 8 条 この組合に加入しようとする者は、氏名若しくは名称、住所及び営業を行う場所を記載した加入申込書に加入金を添え、支部を経由して提出しなければならない。

2. 加入申込書を受けたときは、理事会でその加入を承認するか、どうかを決定して組合員名簿に記載する。

3. 加入金の額は総代会で定める

(加入者の出資の払込み)

第 9 条 前条第 2 項の承認を得た者は、遅滞なくその引受けようとする出資金全額の払込みをしなければならない。

ただし、持分の全部または一部を承継することにより、加入するときはこの限りではない。

(相続加入)

第 10 条 死亡した組合員の相続人で、組合員たる資格を有する者の一人が、相続開始後 30 日以内に加入の申出をしたときは、前 2 条の規定にかかわらず、相続開始

のときに組合員となったものと見なす。

2. 前条の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(脱 退)

第 11 条 組合員は次の事由があるときは脱退するものとする。

- (1) 組合員の資格の喪失
 - (2) 死亡または解散
 - (3) 除名
2. 組合員に前項第 1 号または第 2 号の事由が生じたときは、遅滞なく届出るものとする。
 3. 第 1 項に定める事由によることなく、自由脱退しようとする組合員はあらかじめ組合に通知し、その通知を行った日の属する事業年度の末日において脱退することができる。
 4. 前項の通知は、脱退しようとする当該事業年度末日の二ヶ月前までに書面でしなければならない。

(除 名)

第 12 条 次の各号の一に該当する組合員は、総代会の議決によって除名することができる。

この場合において、この組合は総代会の会日の一週間前までに、当該組合員に対してその旨を通知し、かつ総代会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 出資の払込み、経費の支払、その他組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 組合の事業を妨げ、または妨げようとする行為をした組合員
- (3) 組合の秩序を乱す行為をした組合員
- (4) 組合の事業の利用につき、不正行為をした組合員
- (5) 法令に違反し、その他組合の信用を失わせるような行為のあった組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第 13 条 組合員が脱退したときは、その出資金の全額を払い戻すものとする。

ただし、その脱退が除名によるときはその半額とする。

(出資口数の減少)

第 14 条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、その事業年度において出資口数を減少すべきことを請求することができる。

- (1) 営業を休止したとき。
- (2) 営業の一部を廃止したとき。
- (3) その他特に止むを得ない理由があるとき。

2. この組合は、前項の請求があったときは、理事会においてその諾否を決する。
3. 出資の口数減少については、前条の規定を準用する。

(届出事項)

第 15 条 組合員は、その氏名若しくは名称、住所、または営業を行う場合を変更したときは、一週間以内にその旨をこの組合に届出なければならない。

第 4 章 出資および持分

(出資の引受)

第 16 条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

(出資一口の金額)

第 17 条 出資一口の金額は、1,000円とする。

(出資の払込み)

第 18 条 出資は全額払込みとする。

(出資口数の最高限度)

第 19 条 一組合員の有する出資口数は、組合員の総出資口数の4分の1を超えてはならない。

(持分)

第 20 条 組合員の持分は、この組合の正味財産について、その出資口数に応じて算出する。

2. 持分の算定にあたっては、その基礎となる金額で計算上不便な端数は切捨てるものとする。

第 5 章 総 会

(総会)

第 21 条 総会は通常総会および臨時総会とする。

(総会の招集および議長)

第 22 条 総会は第 26 条の規定により組合員が招集する場合を除いて、理事会の議を経て理事長が招集する。

2. 総会の議長および副議長は、総会において出席した組合員のうちから選任する。

(通常総会の招集)

第 23 条 通常総会は、理事会の議決により、3 年ごとの事業年度終了後 2 ヶ月以内に招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第 24 条 臨時総会は必要に応じ、理事会の議決を経て何時でも招集することができる。

2. 組合員が総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会はその請求のあった日から 20 日以内に臨時総会を招集することを決しなければならない。

(組合員による総会の招集)

第 25 条 前条第 2 項により臨時総会を請求した組合員は、その請求した日から 10 日以内に理事長が総会招集の手続きをしないときは、知事の承認を得て臨時総会を招集することができる。

(総会招集の手続き)

第 26 条 総会の招集は、会日の一週間前までに会議の目的たる事項、日時、場所等を明示した書面を組合員名簿に記載してある組合員の住所（その者が別に通知または、催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）あてに送付して行うものとする。

(総会の延期または続行)

第 27 条 総会は延期または続行の決議をすることができる。

(総会の議決事項)

第 28 条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 解散
- (2) 総代の選任（補欠の総代の選任を除く）
- (3) 非出資組合への移行に関する定款の変更

(総会の議事)

第 29 条 総会は組合員数の半数以上の出席がなければ、議事を開いて議決することができない。

この場合においても書面または代理人によって議決権を行使する組合員は出席したものとみなす。

2. 総会の議決は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

ただし、組合の解散および非出資組合への移行に関する定款の変更は総組合員の半数以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

3. 総会においては、出席した組合員の 3 分の 2 以上の同意があったときに限りあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

ただし、組合の解散については、この限りではない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2. 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一、総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む）
- 二、総会の議事の経過の要領及びその結果
- 三、総会に出席した役員の氏名
- 四、議長の氏名
- 五、議事録の作成の職務を行った理事の氏名

(議決および選挙権)

第 31 条 組合員は総会において、おのこの一個で、かつ平等の議決権および選挙権を有する。

2. 組合員は書面または代理人をもって、第 26 条によりあらかじめ通知のあった事項につき、議決権または選挙権を行うことができる。

ただし、その組合員の親族、若しくはその使用人、または他の組合員でなければ代理人となることはできない。

3. 代理人は 10 人以上の組合員を代理することはできない。

4. 代理人は代理権を証する書面をこの組合に差出さなければならない。

第 6 章 総 代 会

(総代会)

第 32 条 この組合は総会に代わるべき総代会を設ける。

2. 総代の定数は支部ごとに、その選任のときにおいて各支部に所属する組合員数をそれぞれ 10 で除した数とする。

ただし、端数はそれぞれ繰り上げるものとし、総代選出後に当該支部組合員数に変動があっても、その総代の任期満了までは定数は変更しない。

3. 総代は支部ごとに当該支部に所属する組合員により、当該組合員のうちから選挙または選任された者について総会において選任する。

4. 総代の任期は 3 年とする。

ただし、補欠の総代の任期は前任者の残任期間とする。

5. 総代会は通常総代会および臨時総代会とする。

(総代の欠員補充)

第 33 条 総代の欠員の補充は、その定数の5分の1以上の欠員を生じたとき、その他理事会において必要と認めた場合に、総代会において行う。

(総代会の招集および議長)

第 34 条 総代会は第37条の規定により総代が招集する場合を除いては、理事会の議決を経て理事長が招集する。

2. 総代会の議長および副議長は、総代会において出席した総代のうちから選任する。

(通常総代会の招集)

第 35 条 通常総代会は毎事業年度終了後、2ヶ月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第 36 条 臨時総代会は必要に応じ、理事会の議決により、いつでも招集することができる。

2. 総代が総代数の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を理事長に提出して、総代会の招集を請求したときは、理事会はその請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集することを決しなければならない。

(総代による総代会の招集)

第 37 条 前条第2項の規定により、臨時総代会の招集を請求した総代はその請求した日から10日以内に理事長が総代会の招集をしないときは、知事の承認を得て臨時総代会を招集することができる。

(総代会招集の手続き)

第 38 条 総代会の招集は、会日の一週間前までに会議の目的たる事項および内容、日時、場所を明示した書面を総代名簿に記載してある総代の住所（その者が別に通知または催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）あてに送付して行うものとする。

(総代会の延期または続行)

第 39 条 総代会は延期または続行の決議をすることができる。

(総代会の議決事項)

第 40 条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更（非出資組合への移行に係るものを除く）
- (2) 毎事業年度の収支予算および事業計画の設定または変更
- (3) 組合員に対する組合費の賦課および徴収の方法
- (4) 規定の設定、変更または廃止
- (5) 法第56条の6第1項および第57条第1項の申出
- (6) 組合協約に係る承認

- (7) 補欠総代の選任
- (8) 組合員の除名
- (9) 小組合の設立に関する同意
- (10) 振興計画の作成および実施
- (11) その他この定款で定める事項

(総代会の議事)

第 41 条 総代会は、総代総数の半数以上の出席がなければ、議事を開いて議決することができない。この場合において書面または代理人によって議決権を行使する総代は、出席したものとみなす。

2. 総代会の議事は、出席者の議決権の過半数で決する。

ただし、次に掲げる事項については、総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 組合員の除名
- (3) 法第56条の6第1項の申出
- (4) 法第57条第1項の申出

3. 総代会においては、出席した総代の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても、議決することができる。

ただし、次に掲げる事項については、議決することができない。

- (1) 定款の変更
- (2) 組合員の除名
- (3) 法第56条の6第1項の申出
- (4) 法第57条第1項の申出

(議事録)

第 42 条 総代会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 総代会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一、総代会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が総代会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- 二、総代会の議事の経過の要領及びその結果
- 三、総代会に出席した役員の氏名
- 四、議長の氏名
- 五、議事録の作成の職務を行った理事の氏名

(議決権および選挙権)

第 43 条 総代は、書面または代理人をもって第38条により、あらかじめ通知のあった事項につき、議決権または選挙権を行使することができる。

ただし、他の総代でなければ代理人になることができない。

2. 代理人は、2人以上の総代の代理をすることができない。
3. 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に差出さなければならない。

第 7 章 役員、顧問、参事、相談役および職員

(役員)

第 44 条 この組合に、次に掲げる役員をおく。

- (1) 理事 17名
- (2) 監事 3名

2. 役員は総代会において選挙または選任する。
3. 理事の定数の少くとも3分の2は、組合員または組合員たる法人の役員でなければならない。
4. 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、3ヶ月以内に補充しなければならない。

(任期)

第 45 条 役員の任期は3年とする。

ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではなおその職務を行うものとする。

(理事)

第 46 条 理事は理事会を組織して業務執行にあたる。

(理事長、副理事長、会計理事、常任理事)

第 47 条 理事のうち理事長1名、副理事長2名、会計理事1名、常任理事若干名を理事の互選により決定する。

2. 理事長は業務を総理し、この組合を代表する。
3. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の指名する副理事長がその職務を代行する。
4. 会計理事は会計業務を掌理する。
5. 理事長、副理事長、会計理事、および常任理事は、各執行部の部長として常任理事会を構成し、それぞれの部の業務を掌理する。
6. 常任理事会は必要に応じて理事長が招集する。
7. 執行部については、業務執行規程により定める。

(監事)

第 48 条 監事は毎事業年度少なくとも2回、組合の会計の監査を行う。

2. 監事は何時でも会計の帳簿および書類の閲覧若しくは謄写をし、または理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

3. 監事はその職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務および財産の状況を調査することができる。
4. 監事はこの組合の理事または職員を兼ねてはならない。

．（役員の実務義務）

第 49 条 理事および監事は法令、定款等の定め、並びに総会および総代会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員の実務）

第 50 条 役員の実務は総代会において定める。

（役員の実務）

第 51 条 組合員は組合員の 5 分の 1 以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員の実務を請求することができる。

2. 前項の実務の請求は理事の全員または監事の全員について同時にしなければならない。

ただし、法令、または定款に違反したことを理由として解任を請求するときはこの限りでない。

3. 第 1 項の規定による解任の実務のあったときは、理事はその請求を総代会の議に付し、かつ総代会の会日の一週間前までに、その請求にかかる役員に第 1 項の書面の写しを送付し、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
4. 第 1 項の規定による解任の実務につき、総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求にかかる役員は、その職を失うものとする。
5. 第 24 条第 2 項および第 25 条の規定は第 3 項の場合に準用する。

（顧問および相談役）

第 52 条 この組合に顧問および相談役を若干名おくことができる。

2. 顧問および相談役は、学識経験者のうちから理事会の議を経て理事長が委嘱する。
3. 顧問および相談役は、理事長の諮問にこたえ、または業務について意見を述べることができる。

（職員）

第 53 条 この組合に必要な職員を置くことができる。

2. 職員は理事長が任免し、その命を受けて庶務に従事する。
3. 職員の給与は理事会において定める。

第 8 章 理 事 会

（理事会の招集）

- 第 54 条 理事会は必要に応じて理事長が招集し議長となる。
2. 理事長以外の理事は理事長に対して会議の目的たる事項を記載した書面を提出して理事会の招集を請求することができる。
 3. 前項の請求があった場合において 5 日以内にその請求の日から 2 週間以内の日を会日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、その請求をした理事が理事会を招集することができる。
 4. 理事会の招集は、会日の一週間前までに会議の目的たる事項、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。
 5. 理事全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを省略して理事会を開くことができる。

(議決事項)

- 第 55 条 理事会においては、次に掲げる事項について議決する。
- (1) 総会または総代会の招集および提出する議案
 - (2) 第 8 条第 2 項にあたる組合員の加入の諾否
 - (3) 業務運営の具体的方針の決定
 - (4) 業務執行に関する事項で、理事会において必要と認めた事項
 - (5) 固定資産、その他主要な財産権の取得または処分
 - (6) その他この定款に定める事項

(理事会の議事)

- 第 56 条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
2. 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について書面により加わることがえきる。
 3. 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は出席したものとみなす。
 4. 理事会の議決について特別の利害関係ある理事は議決に加わることができない。
 5. 第 1 項の議決については前項の規定により議決に加わることのできない理事の数は出席した理事の数に算入しない。

(理事会の議事録)

- 第 57 条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した理事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 2 理事会の議事録は次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 一、理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事が理事会に出席した場合における当該出席者の方法を含む。）
 - 二、理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときはその旨
 - イ 第 54 条第 2 項の規定による理事の請求を受けて召集されたもの
 - ロ 第 54 条第 3 項の規定により理事が召集したもの

- 三、理事会の理事の経過の要領及びその結果。
- 四、決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名。
- 五、議長の氏名

第 9 章 事 業 年 度

(事業年度)

第 58 条 この組合の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 10 章 業 務 執 行 お よ び 会 計

(定款その他書類備付けおよび閲覧)

- 第 59 条 理事は定款、総会、総代会および理事会の議事録並びに組合員名簿を事務所に備えて置かなければならない。
- 2. 理事は、総会、総代会および理事会の議事録を 10 年間事務所に備えて置かなければならない。
 - 3. 第 1 項の組合員名簿には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 氏名または名称および住所
 - (2) 加入の年月日
 - 4. 組合員またはこの組合の債権者は何時でも理事に対し第 1 項および第 2 項の書類の閲覧を求めることができる。
この場合には、理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け、および閲覧)

- 第 60 条 理事は通常総代会の会日の一週間前までに事業報告書、財産目録、貸借対照表および損益計算書を監事に提出し、かつこれらの種類を事務所に備えつけて置かなければならない。
- 2. 理事は、監事の意見を添えて、前項の書類を通常総代会に提出し、その承認を得なければならない。
 - 3. 組合員およびこの組合の債権者は、何時でも理事に対し第 1 項の書類の閲覧を求めることができる。
この場合、理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第 61 条 組合員は総組合員の 10 分の 1 以上の同意を得て、何時でも理事に対し、会計に関する帳簿および書類の閲覧を求めることができる。この場合、理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(経費の支弁)

第 62 条 この組合の経費は次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- (1) 組合費
- (2) 手数料の収入
- (3) その他の収入

(組合費)

第 63 条 この組合は組合員に対し組合費を賦課する

2. 前項の組合費の賦課額および徴収の方法は総代会において決定する。

(手数料)

第 64 条 この組合は組合員に代わって当該組合員の利益のためにした行為に対し、手数料を課すことができる。

2. 前項の手数料の額および徴収の方法は理事会において決定する。

(延滞金)

第 65 条 この組合は組合員が過怠金、組合費、手数料、払込むべき出資金、その他この組合に対する債務を履行しないときは、履行期限の到来した翌日から履行の日まで日歩 4 銭の割合で延滞金を徴収することができる。

(法定準備金)

第 66 条 この組合は出資額に相当する金額に達するまで、毎事業年度の剰余金の 10 分の 1 以上を法第 49 条の 4 第 1 項の準備金として積立てるものとする。

2. 加入金、過怠金、および第 13 条但し書きの規定により払戻しをしない金額は準備金に繰入れるものとする。

(特別積立金)

第 67 条 この組合は毎事業年度の剰余金の 10 分の 1 以上を特別積立金として積立てるものとする。

2. 前項の特別積立金は、損失のてん補に充てるものとする。

ただし、総代会の議決により、臨時、緊急の費用に充当することができる。

(剰余金のおよび繰越金)

第 68 条 一事業年度における総益金に総損金および繰越損益金を加減したものを剰余金とし第 66 条の規定による準備金、前条の規定による特別積立金、第 71 条の規定による職員給与積立金および納税引当金を控除して、なお剰余金のあるときは、総代会の議決によりこれを組合員に配当し、または翌事業年度に繰越すものとする。

(剰余金の配当)

第 69 条 剰余金の配当は総代会の議決を経て、年 1 割の範囲においてその事業年度末における組合員に出資額に応じて、なお剰余金があるときは組合員がその事業年度においてこの組合に支払った手数料の額、その他この組合の事業を利用した分量に応じてする。

2. 剰余金の配当の計算については、第 20 条第 2 項の規定を準用する。

(損失金の処理)

第 70 条 損失金のてん補は第 67 条の特別積立金により行い、なお不足あるときは、第 66 条の準備金により行うものとする。

(職員退職給与積立金)

第 71 条 この組合は毎事業年度末において、職員退職給与積立金として別途積立てることができる。

(経理の区分)

第 72 条 この組合は特別事業にかかる会計を他の事業にかかる会計と区分して経理するものとする。

第 11 章 解 散

(解 散)

第 73 条 この組合は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 破産
- (3) 知事の解散命令

2. この組合が解散したときは、破産による場合を除いては理事が清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときはこの限りでない。

第 12 章 雑 則

(規 定)

第 74 条 この定款に定めるもののほか、役員選挙または選任、業務の執行、および会計その他、この定款の施行に関し必要な事項は総代会の議決により規定で定める。

(小組合の設立の同意)

第 75 条 小組合の設立に関する組合の同意については連合会の設ける同意の基準によるものとする。

2. この組合は設立につき同意を行った小組合の事業の運営につき、その健全な発展を図るため、援助または助言をすることができる。

付 則

昭和 33 年	6 月 9 日	設 定
昭和 59 年	6 月 18 日	全面改訂
昭和 61 年	6 月 3 日	一部変更
平成 10 年	7 月 6 日	一部変更
平成 12 年	6 月 21 日	一部変更
平成 13 年	1 月 9 日	一部変更
平成 19 年	5 月 21 日	一部変更